

水道料金等のお支払いは便利な口座振替をご利用ください。

振替日は毎月5日と20日です。

※20日の再振替については5日に振替ができなかったお客様のみです。



＜口座振替の手続き方法＞

お客様の通帳、印鑑、水道番号がわかるもの（検針票等）をお持ちになり、直接県内金融機関の窓口にて手続きを行ってください。

- ★お支払いのため金融機関等へ出向く手間がかからず便利です。
- ★収め忘れが防げます。忙しい時でも安心です。
- ★毎月のお支払いが通帳で確認できます。

使用開始時の注意

水道の使用開始届の際は、水道の蛇口が閉まっているか確認してください。蛇口の開けっ放しがあると、水が溢れ出て床が水浸しになることがあります。特にマンション等でのシングルレバー（上下左右の開閉蛇口）は注意が必要です。

下記の場合2、3日前までにお電話を下さい。

○水道使用の開始
および中止
○引越して入居、退去

☎941-7834

○使用者の名義変更
○納付書の送付先変更
○所有者の変更

☎941-7804

※閉栓のお届けがない場合、水道を使用されていなくても基本料金が発生します。

水道メーター検針についてご協力のお願い

メーターボックスの中や周りをいつもきれいにし、上に物を置かないで下さい。また、犬は出入口やメーターから離してつないでください。



メーター検針は2ヶ月に1度行っており、その2ヶ月分の水量を2等分し1ヶ月ごとの水道料金を決定します。

水道料金はどうやって決まるの？

水道料金は水道管の口径（水道管の直径）に対する基本料金と使用水量に応じた従量料金からなっています。これらの合計に消費税を加算し請求を行います。

※基本料金とは、水道を利用できる状態であれば使用量がゼロでもお支払いいただく料金で、メーターの口径によって異なります（口径別料金）。お客様からいただいた水道料金は、県企業局からの水の購入費、配水池、配水管など水道施設の維持管理や人件費などにあてられています。

メータの口径	基本料金	従量料金	水 量	料 金
13mmおよび20mm	使用水量5㎥まで 900円	1㎥につき	5㎥から 10㎥まで	105円
			10㎥を超え 15㎥まで	146円
			15㎥を超え 25㎥まで	176円
			25㎥を超え 35㎥まで	221円
			35㎥を超え 50㎥まで	256円
25mm	使用水量5㎥まで 2000円	1㎥につき	50㎥を超え 100㎥まで	285円
			100㎥を超え 300㎥まで	311円
			300㎥を超えるもの	330円

《水道料金の計算方法》

メータの口径が20mmのご家庭で
使用水量 27㎥の場合は…

5 ㎥まで（基本料金）		9 0 0 円
5 ㎥を超え 1 0 ㎥まで	1 0 5 円 × 5 =	5 2 5 円
1 0 ㎥を超え 1 5 ㎥まで	1 4 6 円 × 5 =	7 3 0 円
1 5 ㎥を超え 2 5 ㎥まで	1 7 6 円 × 1 0 =	1 7 6 0 円
2 5 ㎥を超え 2 7 ㎥まで	2 2 1 円 × 2 =	4 4 2 円

合 計 4 3 5 7 円

消費税を加算して水道料金は **4,574円** (内消費税217円) です。

